

都市再生安全確保計画部会の設置について

特定都市再生緊急整備地域の指定に伴い、当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針や、特定都市再生緊急整備地域の地域整備方針に、大規模な地震などの災害発生時の帰宅困難者や徒歩帰宅者の安全確保が位置付けられていることから、「都市再生安全確保計画」を策定することとし、都市再生緊急整備協議会に都市再生安全確保計画部会を設置する。

協 議 会

都市再生特別措置法（抄）

第十九条の十五 協議会は、地域整備方針に基づき、都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避のために移動する経路（以下「退避経路」という。）、一定期間退避するための施設（以下「退避施設」という。）、備蓄倉庫、非常用電気等供給施設（非常用の電気又は熱の供給施設をいう。以下同じ。）その他の施設（以下「都市再生安全確保施設」という。）の整備等に関する計画（以下「都市再生安全確保計画」という。）を作成することができる。

協 議 会 会 議

規約（案）第十二条第一項に基づき部会を設置

規約（案）（抄）

第十二条 議長は、特定の区域又は事項に関し必要な協議及び調整等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

都市再生安全確保計画部会

都市再生安全確保計画

<記載すべき事項>

- ・都市再生安全確保施設の整備等を通じた大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針
- ・都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備に関する事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項
- ・上記に規定する事業により整備された都市再生安全確保施設の適切な管理のために必要な事項
- ・都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいう。）その他の大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業及びその実施主体に関する事項
- ・大規模な地震が発生した場合における滞在者等の誘導、滞在者等に対する情報提供その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務及びその実施主体に関する事項
- ・前各号に掲げるもののほか、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項